

6 仕事と治療の両立支援の取り組みについて

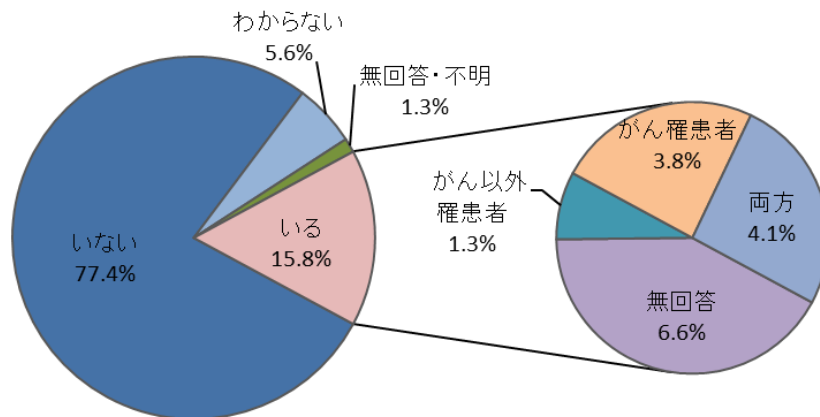
(1) がんなどの長期の治療を要する疾病^{注1}のために療養した従業員の有無について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間に、がんなどの長期の治療を要する疾病のために療養した従業員の有無をみると、「いる」が15.8%となっている。

また、長期の治療を要した疾患の内訳をみると、「がん罹患者」が3.8%、「がん罹患者・がん以外の罹患者両方」が4.1%、「がん以外の罹患者」が1.3%となっている。(図28)

(注1)「長期の治療を要する疾病」とは、例えば、がん、肝炎、糖尿病、難病等を言います。今回の調査では、メンタルヘルスは含んでいません。

図28 がんなどの長期の治療を要する疾患のために療養した従業員の有無(H30.4.1~H31.3.31)(n=393)



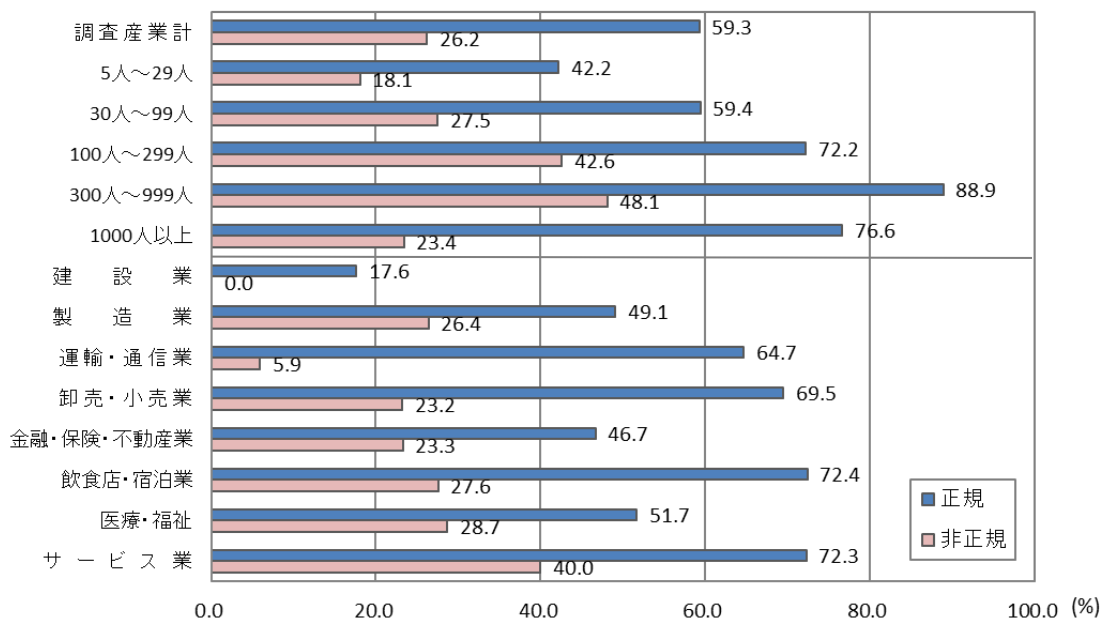
(2) がんなどの長期の治療を要する疾病のための病気休職制度^{注2}について

① 病気休職制度の状況について

病気休職制度の規定状況をみると、「病気休職制度がある」が正規労働者においては59.3%、非正規労働者においては26.2%となっている。

規模別にみると、正規労働者においては、「300~999人」で88.9%と最も高く、「5人~29人」で42.2%と最も低くなっている。また、非正規労働者においては、「5人~29人」が18.1%と最も低くなっている。(図29)

図29 がんなどの長期の治療を要する疾病のための病気休職制度について



②病気休職期間中における賃金の支給について

病気休職期間中における賃金（傷病手当金や傷病手当付加金等を除く）の支給についてみると、「支給される」が正規労働者においては 45.1%、非正規労働者においては 23.3%となっている。

（図 30、表 28-1、表 28-2）

（注 2）「病気休暇制度」とは、私傷病により連続して 1 か月以上出勤できない状態でも、一定の期間は雇用関係が継続されており、解雇や退職にならない制度のことをいいます。（傷病休暇制度、病気休暇制度、病気休職制度、療養休暇制度等、呼称の別は問いません。）

図 30 病気休職期間中における賃金の支給について

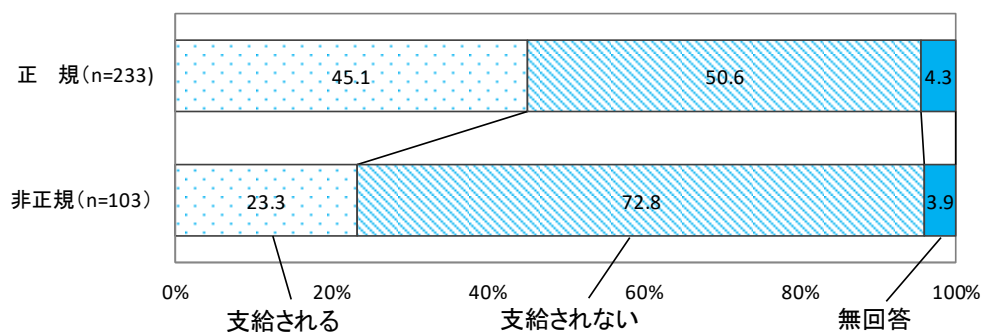


表 28-1 病気休職期間中における賃金の支給について(正規労働者)

%(件数)

	病気休職制度あり			
	賃金支給される	賃金支給されない	無回答	
調査産業計	100.0 (233)	45.1 (105)	50.6 (118)	4.3 (10)
5人～29人	100.0 (70)	45.7 (32)	51.4 (36)	2.9 (2)
30人～99人	100.0 (41)	34.1 (14)	63.4 (26)	2.4 (1)
100人～299人	100.0 (39)	25.6 (10)	66.7 (26)	7.7 (3)
300人～999人	100.0 (24)	45.8 (11)	50.0 (12)	4.2 (1)
1000人以上	100.0 (59)	64.4 (38)	30.5 (18)	5.1 (3)
建設業	100.0 (3)	66.7 (2)	0.0 (0)	33.3 (1)
製造業	100.0 (26)	26.9 (7)	61.5 (16)	11.5 (3)
運輸・通信業	100.0 (11)	27.3 (3)	72.7 (8)	0.0 (0)
卸売・小売業	100.0 (66)	51.5 (34)	45.5 (30)	3.0 (2)
金融・保険・不動産業	100.0 (14)	57.1 (8)	35.7 (5)	7.1 (1)
飲食店・宿泊業	100.0 (21)	47.6 (10)	47.6 (10)	4.8 (1)
医療・福祉	100.0 (45)	28.9 (13)	71.1 (32)	0.0 (0)
サービス業	100.0 (47)	59.6 (28)	36.2 (17)	4.3 (2)

表 28-2 病気休職期間中における賃金の支給について(非正規労働者)

%(件数)

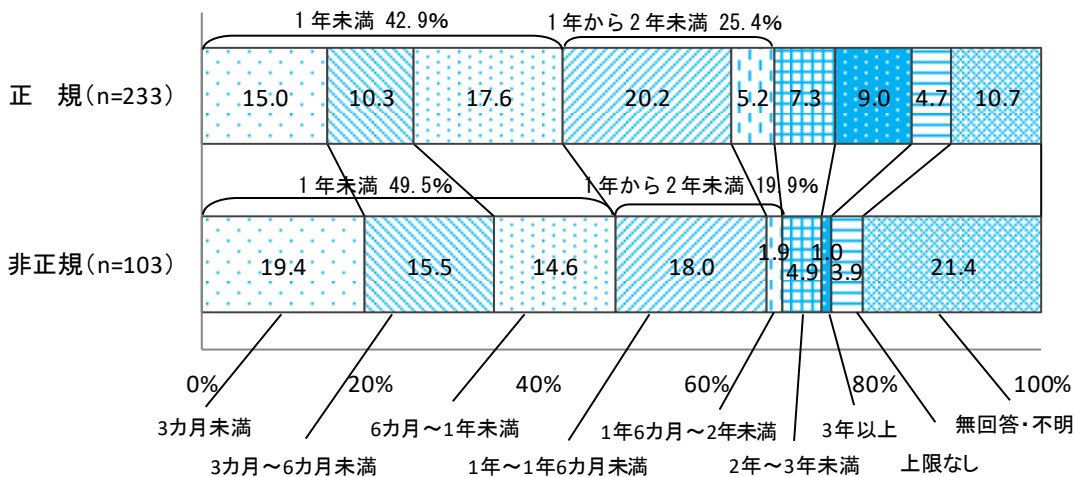
	病気休職制度あり			
	賃金支給あり	賃金支給されない	無回答	
調査産業計	100.0 (103)	23.3 (24)	72.8 (75)	3.9 (4)
5人～29人	100.0 (30)	36.7 (11)	56.7 (17)	6.7 (2)
30人～99人	100.0 (19)	15.8 (3)	78.9 (15)	5.3 (1)
100人～299人	100.0 (23)	8.7 (2)	87.0 (20)	4.3 (1)
300人以上	100.0 (13)	23.1 (3)	76.9 (10)	0.0 (0)
1000人以上	100.0 (18)	27.8 (5)	72.2 (13)	0.0 (0)
建設業	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)
製造業	100.0 (14)	7.1 (1)	92.9 (13)	0.0 (0)
運輸・通信業	100.0 (1)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)
卸売・小売業	100.0 (22)	40.9 (9)	50.0 (11)	9.1 (2)
金融・保険・不動産業	100.0 (7)	28.6 (2)	71.4 (5)	0.0 (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (8)	12.5 (1)	75.0 (6)	12.5 (1)
医療・福祉	100.0 (25)	16.0 (4)	84.0 (21)	0.0 (0)
サービス業	100.0 (26)	26.9 (7)	69.2 (18)	3.8 (1)

③病気休職制度の期間の上限について

病気休職制度の期間の上限についてみると、正規労働者においては、期間の上限が「1年未満」が42.9%、「1年から2年未満」が25.4%、「2年から3年未満」が7.3%、「3年以上」が13.7%となっている。

また、非正規労働者においては、期間の上限が「1年未満」が49.5%、「1年から2年未満」が19.9%、「2年から3年未満」が4.9%、「3年以上」が4.9%となっている。(図31)

図31 病気休職制度の期間の上限について

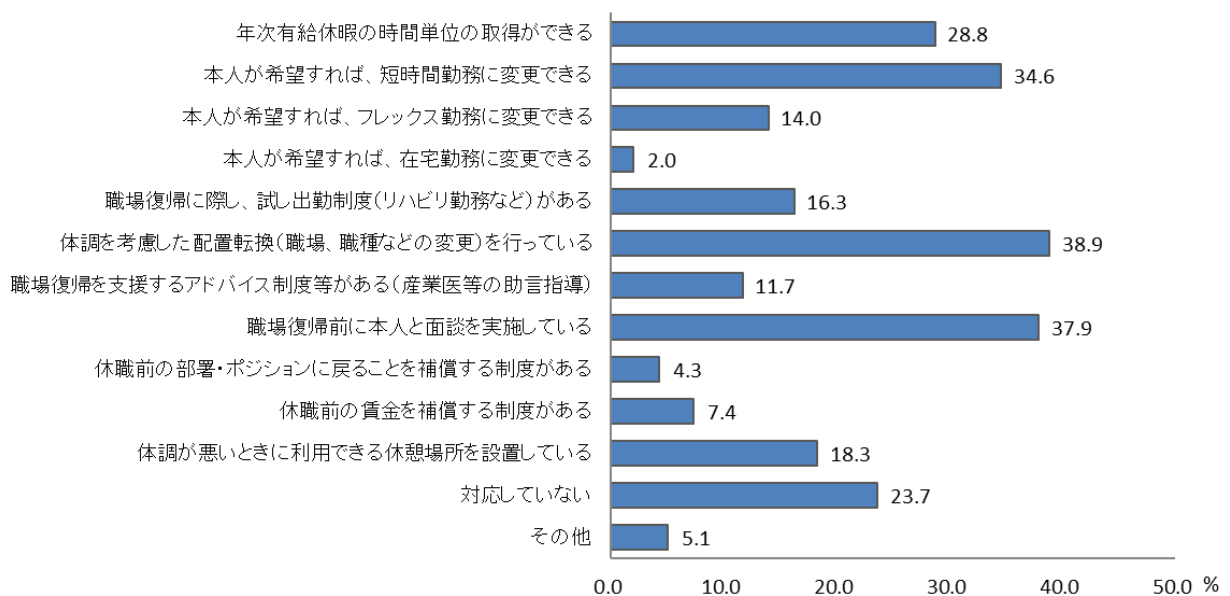


(3)仕事と治療を両立させるための支援について

①仕事と治療を両立させるための支援として実施している対応・制度の状況

仕事と治療を両立させるための支援として実施している対応や制度の状況をみると、「体調を考慮した配置転換を行っている」が38.9%と最も多く、次いで「職場復帰前に本人と面談を実施している」が37.9%、「本人が希望すれば、短時間勤務に変更できる」が34.6%、「年次有給休暇の時間単位の取得ができる」が28.8%となっている。(図32)

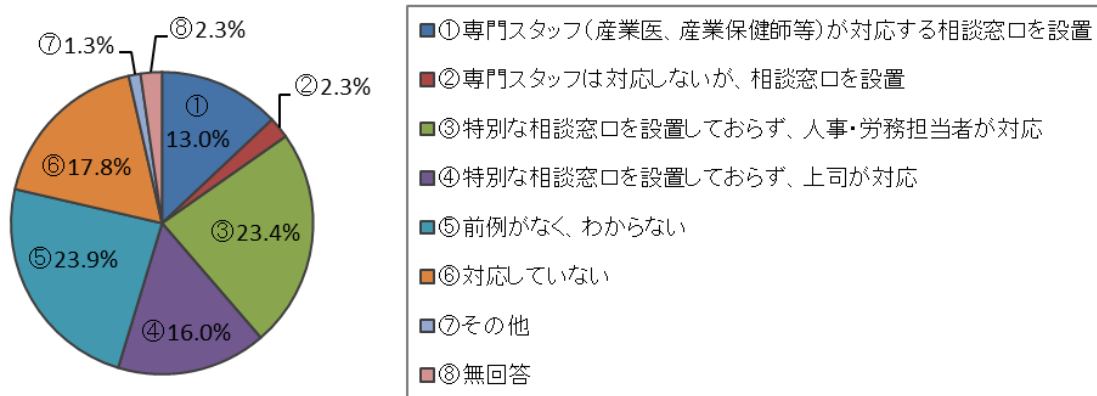
図32 治療と仕事を両立させるための支援について実施している対応・制度 (複数回答) (n=393)



②がんなどの疾病を抱える従業員に対する相談支援の状況

がんなどの疾病を抱える従業員に対する相談支援の状況を見ると、「特別な相談窓口を設置しておらず、人事・労務担当者が対応」が23.4%、「上司が対応」が16.0%、「専門スタッフ（産業医・産業保健師等）が対応する相談窓口を設置している」が13.0%となっている。なお、「前例がなく、わからない」が23.9%、「対応していない」が17.8%となっている。（図33）

図33 がんなどの疾病を抱える従業員に対する相談支援について(n=393)

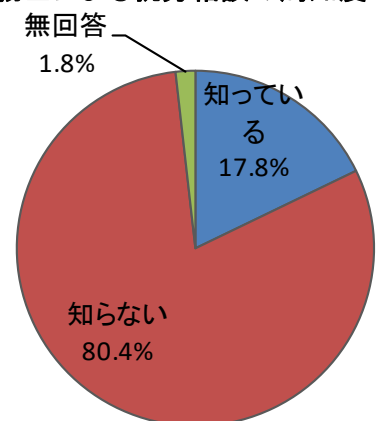


(4) 県内がん相談支援センターでのがん患者を対象とした社会保険労務士による就労相談の認知度について

平成27年度より、県内のがん診療連携拠点病院^{注3}のがん相談支援センターで実施している社会保険労務士による就労相談の周知度については、「知っている」17.8%、「知らない」80.4%となっている。（図34）

(注3)「がん診療連携拠点病院」とは、質の高いがん医療の提供を行うため厚生労働省が指定した病院で、奈良県立医科大学附属病院、奈良県総合医療センター、天理よろづ相談所病院、近畿大学医学部奈良病院、市立奈良病院を指します。

図34 がん相談支援センターの社会保険労務士による就労相談の周知度



(5) 仕事と治療の両立支援についての問題点や課題について

仕事と治療の両立支援についての問題点や課題について、「ある」が10.2%、「ない」が12.2%、「わからない」が75.1%となっている。（図35）

問題点や課題の自由記載としては、下記のとおりである。

- ・ 人事制度の整備
- ・ 治療期間が長期化した場合に休職補償する制度がないし、現状では困難
- ・ 疾病における療養した従業員に対する時間有給や、短時間労働の制度の確立
- ・ 身寄りのない独居従業員に対する生活支援

図35 仕事と治療の両立支援についての問題点(n=393)

